木材を有効活用しよう！

伐採した針葉樹を買い取ります

花巻市森林組合と花巻バイオチップ㈱では、松くい虫被害木や地域資源の有効活用を促進させるため、**針葉樹**を対象に市内に３か所の搬入場所を設置して**小口での木材買い取り**を行います。

買い取り対象：市内で伐採した針葉樹

（間伐材、屋敷林を伐採した木、松くい虫被害木など）

木材買い取り制度の概要

◆木材搬入受け入れ日時

搬入場所	期日
中根子ステーション （花巻市中根子字弐拾弐神明 4-10）	令和８年 10 月７日（水）・24 日（土） 11 月４日（水）・21 日（土） 12 月２日（水）・19 日（土）
大迫ステーション （花巻市大迫町大迫第１地割 4）	
三郎堤ステーション （花巻市幸田第８地割 408-1）	

すべて午前 10 時～午後３時まで

【木材を搬入するには次の要件を満たす必要があります】

・搬入する方と使用する車（４ｔトラック以下まで）の事前登録が必要です。花巻市森林組合にお申し込みください。

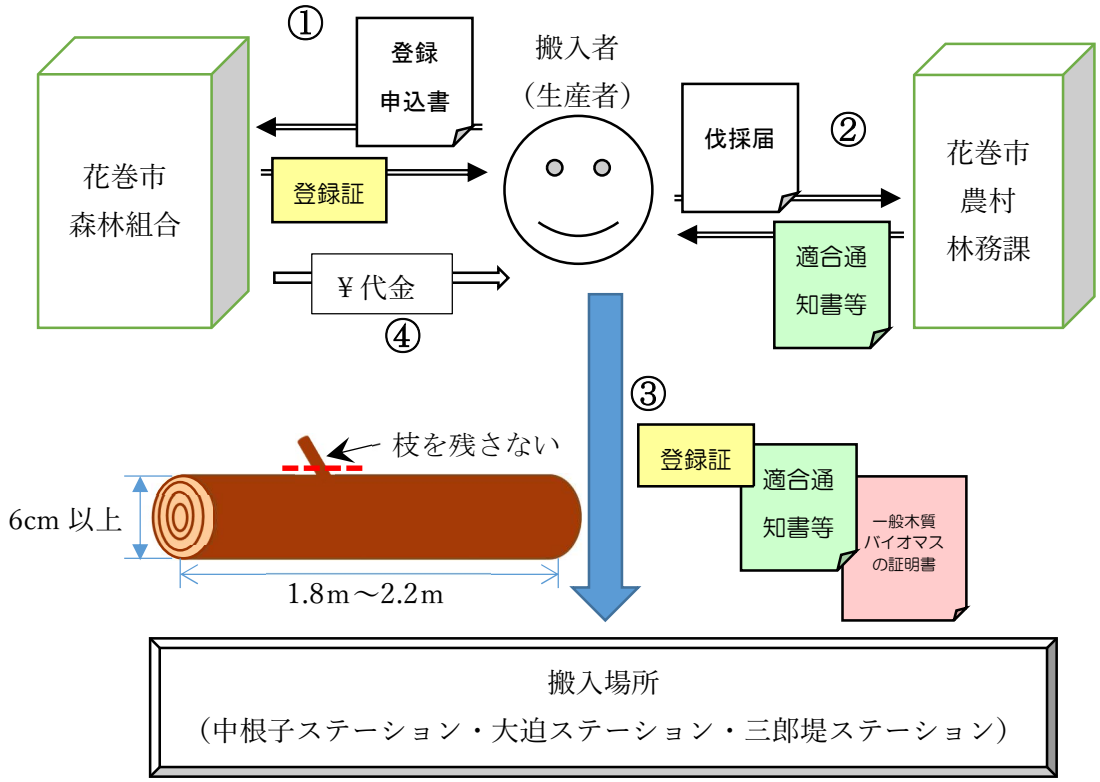
・搬入可能な木材は、針葉樹で伐採後１年以内のものであり、末口径が 6cm 以上かつ長さ 1.8m～2.2mの枝払いしたものに限ります。

・松くい虫被害木は、１０月から翌年５月までを受け入れ期間とし、“針葉が褐変した状態”までを受け入れ対象とします。

※県の「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」により、アカマツの伐採期間は１０月から５月までと制限されています。また、残材の処理等についても指針に基づき施業を行ってください。

・搬入場所では、係員の指示に従って指定の場所へ搬入者が荷下ろしして下さい。

★手続きの流れ



①花巻市森林組合に登録を申し込み、**登録証**をもらう。

②木を伐採する前に伐採及び伐採後の造林の届出（伐採届）を花巻市農村林務課（もしくは各総合支所地域振興課産業係）へ提出し、**適合通知書**の交付を受ける。

③木を伐採して規格のとおりに造材し、**登録証、一般木質バイオマスの証明書、適合通知書**を持って搬入する（松くい虫被害木の場合は松くい虫被害木の処理期限に関する通知書[*1]も提出する）。搬入場所で計量して荷下ろしする。

④搬入重量を月締めで集計し、花巻市森林組合から代金が支払われる。

＊1・・・県が定めた松くい虫被害木の利用ガイドラインにより、受け入れ工場に対し、被害木であることを通知し、通知書の写しを花巻農林振興センターに提出しなければなりません。様式等についてはガイドラインをご覧ください。

問い合わせ先

花巻市森林組合　本所

花巻市葛 3-183-1 花巻市交流会館 1 階　℡0198-41-4555

大迫事業センター

花巻市大迫町内川目第 18 地割 111-1　℡0198-48-5311